

えいむの杜重要事項説明書

(指定サテライト看護小規模多機能型居宅介護)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(静岡市指定 第2294202607号)

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要・
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 秘密の保持と個人情報保護
7. 契約の終了について・
8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について
9. 運営推進会議の設置
10. 協力医療機関、施設
11. 非常火災時の対応
12. サービス利用にあたっての留意事項
13. 第三者による評価

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 エーアイエム
- (2) 法人所在地 静岡市清水区北矢部851番地の1
- (3) 電話番号 (054) 368-6686
- (4) 代表者氏名 代表取締役 橋本直美
- (5) 設立年月日 平成20年8月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定サテライト型看護小規模多機能型居宅介護
2022年3月1日 静岡市指定 号

- (2) 事業の目的

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 えいむの杜
- (4) 事業所の所在地 静岡市北矢部851番地の1
- (5) 電話番号 054-368-6686
- (6) 管理者氏名 中島 香織 (えいむの丘兼務)
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護本体の事業所
事業所の名称 えいむの丘
事業所の所在地 静岡市北矢部780番地の2
管理者氏名 中島 香織 (えいむの丘兼務)
電話番号 054-368-5039

- (8) 当事業所の運営方針

ア、当事業所において提供するサテライト型看護小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。

イ、事業の実施にあたっては、静岡市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (9) 開設年月日 2022年3月1日
- (10) 登録定員 18名 (通いサービス定員12人、宿泊サービス定員6人)

- (11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室	設備の種類 室数	備考
個室	6室	8.4㎡
居間・食堂コーナー	1室	42.5㎡
浴室	浴室2室 脱衣室	
相談室	1室	

その他 消防設備

3. 営業日及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 静岡市清水区岡船越生活圏域

(2) 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 24時間

尚、通い及び宿泊サービスの利用時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1人

- ・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1人以上

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

(3) 看護職員 常勤換算方法で1人以上

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 8人以上

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人

日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。

その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 「利用料が介護保険から給付される場合」
- (2) 「利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合」

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、原則として基本料金の1割から3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

(ア) 通いサービス

- ・事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。
 - ①日常生活上の世話及び機能訓練
 - ②食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます）
 - ③入浴介助
 - ④送迎

(イ) 訪問サービス

【介護サービス】

- ・利用者宅の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

【看護サービス】

- ・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
 - ①病状・障害の観察
 - ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③食事および排泄等日常生活の世話
 - ④床ずれの予防・処置
 - ⑤リハビリテーション

- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(ウ) 宿泊サービス

- ・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(エ) 相談・助言等

- ・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

<サービス利用料金>

ア、利用料金は通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の包括費用の額（定額）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額から介護保険の給付額を除いた金額（原則として基本料金の1割から3割が利用者負担額）

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1ヵ月定額	128,577円	179,896円	252,888円	286,822円	324,444円

*上記に加え、該当する場合に次の加算が加わります。（1割負担の場合）

- ・初期加算（1日）31円
- ・認知症加算Ⅱ（1月）920円
- ・認知症加算Ⅳ（1月）476円
- ・若年性認知症加算（1月）827円
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（6カ月に1回）21円
- ・退院時共同指導加算（1月）620円
- ・緊急時対応加算（1月）800円
- ・特別管理加算（1月）259円～517円
- ・ターミナルケア加算（1月）2,583円
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ（1月）775円
- ・総合マネジメント体制強化加算（1月）1,240円
- ・介護職員等処遇改善加算（介護保険総額に17.7%を乗じた金額の利用者負担分）
- ・排泄支援加算（1月）11円
- ・科学的介護推進体制加算（1月）42円
- ・看護体制強化加算Ⅱ（1月）2,583円
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月）11円

*登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します

*訪問看護が法で定める医療保険での対象の場合は、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行なわれる場合 (1月につき)	-9,555円	-19,110円	-30,101円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行なわれる場合(1日につき)	-309円	-619円	-981円

- ◆ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問体制強化加算、サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。
- ◆ 月ごとの包括料金ですが、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ◆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ◆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ、短期利用看護小規模多機能型居宅介護

7日（やむを得ない場合は14日）以内の短期利用の場合は1日あたり下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額（原則として基本料金の1割から3割）をお支払いいただきます。

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	5,898円	6,590円	7,292円	7,985円	8,666円

*上記に加え介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護保険単位総額に10.2%を掛けた金額の利用者負担分）と、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（介護保険単位総額に1.2%を掛けた金額の利用者負担分）が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 2,900円

② 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 500円・昼食 800円・夕食 700円

③ 日常生活上必要となる諸費用〈おむつ代等〉

実費

④ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金は、1か月ごとに計算し翌月27日に指定金融機関口座からの自動引き落としとなります。

(4) 利用の中止、変更

- ◆ 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。
- ◆ 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容を中止または変更することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ◆ 介護保険の対象とならないサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ◆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者個人の人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の

指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、提供日、具体的なサービス内容、保険給付の額その他必要な事項を記載し、その記録は完結の日から5年間保存します。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、サービスの申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といったサービスの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様の個人情報は、サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い期間へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

7. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 管理者 中島 香織

電話番号 054-368-6686

受付時間月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

静岡市役所 介護保険課

電話番号 054-221-1088

【公的団体の窓口】

国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 静岡市葵区春日2丁目4-34

電話番号054-253-5590

受付時間月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時

（祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、静岡市介護保険課職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

桜ヶ丘病院

清水城西クリニック

静岡デンタルクリニック

特別養護老人ホーム有度の里

11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

＜消防用設備＞

- 自動火災報知器、スプリンクラー設備、消火器等消防法による設備を設置しています。

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

- 災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

1.2. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

1.3. 第三者による評価

提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図ります。

「第三者評価実施状況」

実施日	第三者評価機関	結果
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け、了承しました。

説明者氏名 説明者 _____

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代理人住所

代理人の時 代理人氏名

事業所 静岡市清水区北矢部851番地の1
えいむの杜
管理者氏名 中島 香織